

立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピン  
クちらしの配布等の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

快適な生活環境を確保するため。

## 立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例の一部を改正する条例

立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例（平成17年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、安全で安心して生活できるまちづくりの推進を図るため、公共の場における客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等（以下これらを「客引き行為等」という。）の防止について必要な事項を定め、 <u>市及び警察その他の関係機関が連携して快適な生活環境を確保することを目的とする。</u>	(目的) 第1条 この条例は、安全で安心して生活できるまちづくりの推進を図るため、公共の場における客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等（以下これらを「客引き行為等」という。）の防止について必要な事項を定め、 <u>もって快適な生活環境を確保することを目的とする。</u>
(市民、事業者等の取組) 第3条 市長は、客引き行為等を防止するため、 <u>警察その他の関係機関と連携して具体的諸施策を総合的に推進するとともに、市民、事業者等が行う客引き行為等を防止する活動を積極的に支援しなければならない。</u>	(市民、事業者等の取組) 第3条 市長は、客引き行為等を防止するため、具体的諸施策を総合的に推進するとともに、市民、事業者等が行う客引き行為等を防止する活動を積極的に支援しなければならない。
2及び3 .....略..... (重点地区の指定) 第12条 .....略..... 2 市長は、前項の規定により、重点地区を指定しようとするときは、当該重点地区内及び周辺の住民及び事業者並びに <u>警察その他の関係機関の意見を聞く機会を設けなければならない。</u>	2及び3 .....略..... (重点地区の指定) 第12条 .....略..... 2 市長は、前項の規定により、重点地区を指定しようとするときは、当該重点地区内及び周辺の住民及び事業者並びに <u>関係機関の意見を聞く機会を設けなければならない。</u>
3～5 .....略..... (警察その他の関係機関への通報)	3～5 .....略..... (関係機関への通報)

第14条 市長は、客引き行為等で、他の法令等に抵触すると認められるものについては、速やかに警察その他の関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。

第14条 市長は、客引き行為等で、他の法令等に抵触すると認められるものについては、速やかに関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。